2025年4月1日

保護者の皆様へ

施設長　井草　晃

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和6年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和5年4月～令和6年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	297,920	291,530	288,970	288,970	286,740	286,740	286,740	286,740	286,740	286,740	286,740	285,940
		3歳児	239,350	232,960	230,400	230,400	228,170	228,170	228,170	228,170	228,170	228,170	228,170	227,370
		4歳以上児	219,700	213,310	210,750	210,750	208,520	208,520	208,520	208,520	208,520	208,520	208,520	207,720
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	221,050	221,030	216,580	220,910	220,920	220,920	220,910	220,910	220,860	216,520	220,860	220,950
	短時間		217,350	217,330	212,960	217,210	217,220	217,220	217,210	217,210	217,160	212,900	217,160	217,250
	標準時間	1・2歳児	126,780	126,760	124,200	126,640	126,650	126,650	126,640	126,640	126,590	124,140	126,590	126,680
	短時間		123,080	123,060	120,570	122,940	122,950	122,950	122,940	122,940	122,890	120,510	122,890	122,980
	標準時間	3歳児	72,430	72,410	71,150	72,290	72,300	72,300	72,290	72,290	72,240	71,090	72,240	72,330
	短時間		68,730	68,710	67,530	68,590	68,600	68,600	68,590	68,590	68,540	67,470	68,540	68,630
	標準時間	4歳以上児	53,930	53,910	53,020	53,790	53,800	53,800	53,790	53,790	53,740	52,960	53,740	53,830
	短時間		50,230	50,210	49,400	50,090	50,100	50,100	50,090	50,090	50,040	49,340	50,040	50,130

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,800	4,800	4,800	4,800	4,080	4,560	4,800	4,800	4,800	4,560	4,320	4,800
2号認定子ども	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800